

平成 23 年 3 月 31 日

法務省 司法試験委員会
委員長 高橋 宏志 殿

東北大学大学院法学研究科長

芹澤 英明

東北大学法科大学院長

佐藤 隆之

東北地方太平洋沖地震の発生に伴う平成 23 年新司法試験の実施について（お願い）

貴委員会におかれましては、平成 23 年 3 月 11 日に発生した巨大地震後の非常に困難な状況の下、平成 23 年新司法試験の仙台市試験地確保のためにご尽力をいただいておりますことに、心より感謝を申し上げます。

今回の巨大地震の影響は、東北地方太平洋側から首都圏まで非常に広範に及んでおり、本法科大学院においても建物外壁・空調設備等が被災いたしましたが、その後、法科大学院協会及び会員校より、温かいご支援を賜りましたことから、実家等に避難した修了生には、その最寄りの法科大学院において、教職員の方々からの手厚いご配慮をも得まして、施設等を利用させていただきながら、勉学に励んでいる者もございます。ただ、このように仙台を離れた修了生にも、これまで使用していた教科書やノート類を自宅や自習室に置いたまま避難せざるを得ず、学習に困難を生じている者や、実家等の場所によっては、各地の法科大学院を利用することの困難な者もございます。

また、地震発生から 20 日が経ち、仙台市内の復旧は全国からのご支援を受けて急ピッチで進んでおりますが、仙台にとどまっている者（種々の事情から仙台にとどまらざるを得なかつた者）の中には、自宅（実家）が地震により被害を受けたため、そこでの生活が困難となっている者もございます。仙台にいる者たちは、震災後 10 日ほどは食料確保にも不安を抱え、中には、最近まで断水が解消せず、また現在もガス供給の再開していない状況において勉強を続けて

いる者もございます。震災によりかれらの貴重な時間が失われたことは否定できないと思われます。

さらに、市街地から太平洋沿岸部に目を向ければ、地震のみならず巨大津波の被害に見舞われた地域が広がり、被災し仙台に避難してきた親戚家族と自宅（実家）で同居している修了生もいると聞いております。

以上は、本法科大学院の修了生の状況でございますが、被災地域に居住していた法科大学院修了生（東北大学及び東北学院大学のみならず、各地の法科大学院を修了した後、被災地区で学習を続けていた者を含みます。以下も、原則として、同様です。）の中には、震災を境に、生活環境、学習環境の激変した者がおり、程度の差はございますが、一定の期間、勉学に専念できない状況にあった者、なおこうした状況にある者がいると思われます。

さらに、3月22日に、法務省ウェブサイトに掲示された、新司法試験の仙台会場に係る情報（「東北地方太平洋沖地震の発生に伴う平成23年新司法試験の対応について」）を受け、一時ではございますが、仙台市試験地が設けられるのか、また、設けられるとして、その会場はどこで、いつ頃決まるのか、不安が生じることとなりました。

試験を控えたこの時期に、今回の巨大地震により、遠隔地への試験地の変更を余儀なくされた者もおり、仙台市試験地での受験を希望していた者にとって、試験地の問題は懸案であり続けております。

昨年の新司法試験におきまして、仙台市試験地における受験予定者数は450名で、全受験予定者10,908名に占める割合は4%ほどでした。今年の受験予定者もおそらく絶対数としては多数とはいがたいとは申せ、今回の震災は、個人の不運に帰するには、その被害や影響があまりに広範に及び、また深刻であるように思われます。

そこで、このたび、東北大学法科大学院といたしまして、貴委員会に対し、平成23年新司法試験の実施に関して、下記の二つの要望を行いたいと存じます。

1. につきましては、すでに、貴委員会におかれましても、ご尽力をいただいているところでございますが、仙台市試験地での受験を予定しておりました者の負担ができる限り小さくなりますよう、なにとぞ試験会場の早期のご確定、ご周知につきご高配を賜りますよう、お願ひ申し上げます。

また、2. につきましては、新司法試験において制度として予定されていない特例をお願いするものであり、対象者の画定等実施に伴う非常に困難な技術的問題があることは重々承知いたしておりますが、国家公務員試験採用I種試験においては、第1次試験の再実施を予定していると報道されておりますところ、貴委員会におかれましても、ご検討の機会を持って下さいますよう心から

お願い申し上げる次第でございます。

今回被災した修了生の窮状に引き続きご理解を賜りますとともに、本文書の趣旨をお酌み取りいただき、適切なご対応、ご配慮を賜りますよう、どうかよろしくお願い申し上げます。

記

要望事項

1. 平成 23 年新司法試験において、仙台市試験地として新しい試験会場を早急に確保し、受験予定者に対して早急に周知していただきたい。
2. 平成 23 年新司法試験において、5 月 16 日以降の適切な時期に、実際に被災した学生に対する試験（追試験）を実施することについてご検討をいただきたい。

そのご検討に当たっては、今年が、受験回数制限により受験可能な最終年に当たる受験予定者がいることについても、特段のご考慮を賜りたい。

【添付文書】

1. 東北大学法科大学院新修了生（平成 23 年 3 月修了者）の被災状況（3 月 31 日までに把握したもの）